

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	トランプ政権下のアメリカにおける2017年税制改革の概要及び影響
他言語論題 Title in other language	Outline and Effects of the 2017 Tax Reform under the Trump Administration
著者 / 所属 Author(s)	瀬古 雄祐 / 財政金融課
書名 Title of Book	21世紀のアメリカ 総合調査報告書 (The United States in the 21st Century)
シリーズ Series	調査資料 2018-3 (Research Materials 2018-3)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2019-03-19
ページ Pages	41-56
ISBN	978-4-87582-836-5
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
キーワード Keywords	税制改正、租税一般
摘要 Abstract	アメリカでは、2017年12月に、大規模な減税等を内容とする税制改革法が成立した。本稿では、税制改革の概要を紹介するとともに、日本に波及すると考えられる影響について考察する。

* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

トランプ政権下のアメリカにおける 2017 年税制改革の概要及び影響

瀬古 雄祐

目 次	
はじめに	3 連邦法人税
I アメリカの連邦税制の概要とこれまでの税制改正	4 国際課税
1 アメリカの連邦税制の概要	IV 税制改革の影響及び評価
2 これまでの税制改正の概要	1 経済への影響をめぐるとの予測及び評価
II 2017 年税制改革に至る経緯	2 財政への影響をめぐるとの予測及び評価
1 これまでの税制改革提案	3 家計への影響をめぐるとの予測及び評価
2 2017 年税制改革に向けた動き	V 日本への影響
III 2017 年税制改革の概要	1 経済面における影響
1 連邦個人所得税	2 税制面における影響
2 連邦遺産税	おわりに

はじめに

アメリカでは、2017 年 12 月に、連邦税制の大幅な見直しを内容とする減税・雇用法 (Tax Cuts and Jobs Act)⁽¹⁾が、トランプ (Donald Trump) 大統領の署名を得て成立した。同法は、個人及び法人を対象とする大規模な減税と、税制の簡素化を図る内容であり、アメリカの連邦税制について、レーガン (Ronald Reagan) 政権下で行われた 1986 年の税制改革 (以下「1986 年税制改革」) 以来、約 30 年ぶりの大規模な見直しがなされた。今般の税制改革 (以下「2017 年税制改革」) は、アメリカ国内はもちろんのこと、法人課税をめぐるとの見直し等を通じて、日本の経済にも少なからぬ影響を及ぼすものと考えられる⁽²⁾。

本稿では、2017 年税制改革に焦点を当て、その概要を紹介するとともに、同改革によって日本に波及すると考えられる影響について考察する。具体的には、第 I 章で、アメリカの連邦税制を概観し、これまでになされてきた見直しを振り返る。続いて第 II 章では、2017 年税制

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成 31 (2019) 年 1 月 22 日である。

(1) An Act to provide for reconciliation pursuant to titles II and V of the concurrent resolution on the budget for fiscal year 2018, P.L.115-97.

(2) 本稿においては、アメリカでのこれまでの連邦税制の見直し一般を指す場合には「税制改正」の語を用いることとし、特に規模の大きな見直しがなされた 1986 年税制改革及び 2017 年税制改革 (関連する税制改正案を含む) について「税制改革」の語を用いることとする。

改革の基本的な理念について触れた上で、減税・雇用法の成立に至る経緯を論じる。第Ⅲ章では、2017年税制改革の主な項目を取り上げ、それらの趣旨及び内容を説明する。第Ⅳ章では、2017年税制改革がもたらし得る経済、財政、家計への影響をめぐる分析及び評価を紹介する。そして第Ⅴ章では、2017年税制改革が日本に与える影響について、識者の指摘等を基に考察する。

I アメリカの連邦税制の概要とこれまでの税制改正

1 アメリカの連邦税制の概要

連邦制国家であるアメリカにおいては、連邦政府とともに州政府が広範な課税権を有しており、個人及び法人に対しては、連邦税に加え、州や地方自治体⁽³⁾の税が課される⁽⁴⁾。

連邦税には、所得課税として、個人を対象とする連邦個人所得税、法人を対象とする連邦法人税が代表的な税目として存在する。また、日本の相続税と同様の資産課税としては、連邦遺産税が設けられている。これら連邦税の各税目に係る定めは、主に内国歳入法典（Internal Revenue Code. IRC (26 U.S.C.)）に置かれている。なお、消費課税について、アメリカでは、連邦と州のいずれにおいても、日本の消費税のような付加価値税は設けられていない。なお、各州レベルで、財・サービスの最終消費段階でのみ課される単段階課税の小売売上税が設けられている場合が多い⁽⁵⁾。

2 これまでの税制改正の概要

アメリカでは、これまでも、各政権下で、その時々の経済・財政状況に対応すべく税制改正がなされてきた。ここでは、2017年税制改革をめぐりしばしば言及されるレーガン政権期以降における連邦税制の見直しの流れを概観する（表1を参照）。

レーガン政権下⁽⁶⁾で行われた1981年の税制改正では、連邦個人所得税率の引下げとともに租税支出⁽⁷⁾等による税負担の軽減が図られたが、経済成長率が伸びず、大幅な税収減が生じる結果となった。1986年税制改革では、連邦個人所得税の税率構造が大幅に簡素化されたほか、連邦法人税率の引下げ、租税支出等の整理・縮減が行われた。この改革では、税率の引下げとともに課税ベースの拡大を行うことで、税制をめぐる各種のゆがみの是正とともに経済の効率

(3) 州内の地方自治体としては、カウンティ（county）、ミュニシパリティ（municipality、シティやタウンが挙げられる。）等がある（財務省財務総合政策研究所『主要国の地方税財政制度—イギリス・ドイツ・フランス・アメリカ—』2001, pp.373-376. <<https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk050h.pdf>>）。

(4) アメリカの州税をめぐる詳細は、同上, pp.389-412を参照。州や州内の地方自治体のレベルでは、個人所得や法人所得に対する課税が見られるが、その課税ベースや税率は様々である。このほか、地方自治体レベルで、資産課税が課されているケースが多い。

(5) アメリカの小売売上税については、古川浩太郎「アメリカの小売売上税」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』247号, 1994.6.7を参照。また、同税の現状については、鎌倉治子『諸外国の付加価値税（2018年版）』（調査資料2017-1-a）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2018, pp.57-58. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11056198_po_201803ma.pdf?contentNo=1>; 片山信子「政府間税源配分と付加価値税」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』857号, 2015.3.24, pp.12-13. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9107657_po_0857.pdf?contentNo=1>を参照。

(6) レーガン政権下での税制改正については、以下を参照。渋谷博史『現代アメリカ連邦税制史—審議過程と議会資料—』丸善, 1995, pp.99-112; 森信茂樹『税で日本はよみがえる—成長力を高める改革—』日本経済新聞出版社, 2015, pp.19-28. レーガン政権下で行われた税制改正は、減税により労働や資本の供給が促され、経済成長の結果、税収はかえって増加するというサプライサイド経済学に依拠したものであった。

(7) 租税支出（tax expenditures）は、各種の税負担軽減措置であり、日本における租税特別措置とおおむね同義である。渡瀬義男「租税優遇措置—米国におけるその実態と統制を中心として—」『レファレンス』695号, 2008.12, p.8. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999634_po_069501.pdf?contentNo=1>

化を図ることが目指された。財政と国際収支（経常収支）の「双子の赤字」が問題となる中、5 年間で税収中立⁽⁸⁾を達成することが目指され、連邦個人所得税及び連邦法人税の減税分は、租税支出の縮減等の課税ベース拡大により賄われた。

財政再建が課題となった 1990 年代には、ブッシュ（父）（George H. W. Bush）政権及びクリントン（William Clinton）政権の下で連邦個人所得税の最高税率の引上げや歳出の削減等の対策が図られ、1998 年度には財政収支は黒字化した。2000 年代に入ると、ブッシュ（子）（George W. Bush）政権の下で財政黒字の国民への還元や景気刺激を目的とした減税（いわゆる「ブッシュ減税」）が行われ、連邦個人所得税率の段階的な引下げ等が行われたほか、連邦遺産税の段階的な縮減が図られ、同税は 2010 年に廃止された。2009 年に成立したオバマ（Barack Obama）政権下では、ブッシュ（子）政権の減税が見直され、高所得者に対しては減税措置が打ち切られた。また、一度廃止された連邦遺産税の復活（2011 年）とその最高税率の引上げ（2013 年）が行われた。

近年の税制改正の経緯を概観すると、一部の例外はあるものの、概して、共和党政権の下では減税が志向される一方、民主党政権の下では主に高所得者層を対象とした増税が図られるという流れが見られる。

II 2017 年税制改革に至る経緯

1 これまでの税制改革提案

2017 年税制改革においては、個人及び法人の税負担を軽減するとともに、複雑化した税法を整理し、簡素な税体系を構築することが目指された。このような方向性は、1986 年税制改革に見られるものの、近年において、トランプ政権の誕生以前に策定された複数の税制改革案に影響を受けつつ形作られたものと見ることができる⁽⁹⁾。

その一つが、「キャンプ案」と呼ばれる税制改革法案である。これは、オバマ政権下の 2014 年 12 月に、キャンプ（Dave Camp）下院歳入委員長（共和党）により 2014 年税制改革法案として議会に提出されたものであり⁽¹⁰⁾、連邦個人所得税の税率構造及び控除の簡素化、連邦法人税の基本税率の 25% への引下げ、国際課税の見直し等の内容を盛り込んでいる。

もう一つが、2016 年 6 月に連邦議会下院の共和党が公表した税制改革案“A Better Way”である⁽¹¹⁾。A Better Way は、キャンプ案と同様に連邦個人所得税の税率構造及び控除の簡素化、連邦法人税率の 20% への引下げ等を盛り込んでいるほか、連邦遺産税を廃止すべきであるとしている。また、法人課税において、仕向地主義キャッシュフロー法人税⁽¹²⁾への移行を提案し

(8) 一定の期間の税収増の総額と税収減の総額を同額とすることで、差引きの税収が変わらないように税制を設計することをいう。例えば、「きょうのことば 税収中立」『日本経済新聞』2002.7.27 を参照。

(9) 日向寺裕芽子・塩田真弓「トランプ税制改革」について『ファイナンス』53(11), 2018.2, pp.21-22. <https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/201802/201802h.pdf>

(10) Tax Reform Act of 2014, H.R. 1, 113th Cong. (2014) なお、同法案は可決には至らなかった。

(11) “A Better Way: Our Vision for a Confident America,” 2016.6.24. Novogradac & Company LLP Website <https://www.novoco.com/sites/default/files/atoms/files/ryan_a_better_way_policy_paper_062416.pdf>

(12) 課税ベースとして、キャッシュの流入から流出を差し引いたもの（キャッシュフロー）を用いるという要素と、原産地にかかわらず国内で消費される全ての商品に対して課税する（仕向地主義）という要素を併せ持った法人税である。現行の法人税との比較の上でのその特徴としては、企業の投資及び資金調達をめぐる判断がゆがめられないこと、また、生産拠点の立地をめぐる企業の判断が、その国の法人税率に左右されないことが挙げられる。仕向地主義キャッシュフロー法人税については、鈴木将覚「法人税の「国境調整」とは何か？」『租税研究』814 号, 2017.8, pp.11-28 に詳しい。

表1 アメリカにおける近年の主な税制改正の概要

年	大統領	税制改正の根拠法及びその主な内容	税制改正後の連邦個人所得税の税率構造	税制改正後の連邦法人税の基本税率
1981年		1981年経済再建租税法 (Economic Recovery Tax Act of 1981) 〈5年間で約7500億ドルの減収〉 ・連邦個人所得税率の引下げ ・租税支出等の拡充 ・中小企業の法人税負担の軽減	14段階 (11～50%)	46%
1986年	レーガン (共和党)	1986年税制改革法 (Tax Reform Act of 1986: TRA 1986) 〈5年間で税収中立 (増減税はともに5年間で1200億ドル程度)〉 ・連邦個人所得税の税率構造の15%と28%の2段階への簡素化及び最高税率の引下げ ・人的控除の引上げ ・連邦法人税の基本税率を34%に引下げ ・租税支出等の見直し及び縮減	2段階 (注) (15%、28%)	34%
1990年	ブッシュ (父) (共和党)	1990年包括財政調整法 (Omnibus Budget Reconciliation Act of 1990) 〈5年間で約1500億ドルの増収〉 ・連邦個人所得税の最高税率31%を導入	3段階 (15%、28%、31%)	
1993年	クリントン (民主党)	1993年包括財政調整法 (Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993) 〈5年間で約2410億ドルの増収〉 ・連邦個人所得税の税率に36%と39.6%を導入し、高所得者の負担増を図る ・連邦遺産税の最高税率を50%から55%に引上げ ・連邦法人税の基本税率を35%に引上げ	5段階 (15%、28%、31%、36%、39.6%)	
1997年		1997年納税者負担軽減法 (Taxpayer Relief Act of 1997) 〈10年間で約2754億ドルの減収〉 ・児童税額控除を導入 ・長期キャピタルゲインに係る税率の引下げ		
2001年	ブッシュ (子) (共和党)	2001年経済成長及び減税調整法 (Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001: EGTRRA 2001) 〈11年間で約1兆3485億ドルの減収〉 (2010年末までの時限措置とされる) ・連邦個人所得税率の段階的引下げ ・連邦遺産税の段階的縮減及び廃止 (2010年)	6段階 (10～38.6%)	35%
2003年		2003年雇用及び経済成長減税調整法 (Jobs and Growth Tax Relief Reconciliation Act of 2003: JGTRRA 2003) 〈11年間で約3497億ドルの減収〉 (2010年末までの時限措置とされる) ・EGTRRA 2001で定められた連邦個人所得税率の段階的引下げ等の前倒し施行 ・長期キャピタルゲイン及び配当に係る税率の段階的引下げ		
2010年	オバマ (民主党)	2010年減税延長・失業保険特例延長・雇用創出法 (Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010) 〈10年間で約8000億ドルの減収〉 ・EGTRRA 2001及びJGTRRA 2003による減税措置の2年間の延長 (2012年末まで) ・2011年に最高税率55%で復活予定であった連邦遺産税につき、最高税率を35%に引き下げた上で復活させる	6段階 (10～35%)	
2012年		2012年アメリカ納税者負担軽減法 (American Taxpayer Relief Act of 2012) 〈10年間で約3兆9700億ドルの減収〉 ・EGTRRA 2001及びJGTRRA 2003による減税措置の恒久化 (ただし、高所得者に対しては減税を打ち切り) ・連邦遺産税の最高税率35%を40%に引上げ	7段階 (10～39.6%)	
2017年	トランプ (共和党)	減税・雇用法 (Tax Cuts and Jobs Act) 〈10年間で約1兆5000億ドルの減収〉 ・連邦個人所得税率の引下げ及び控除の見直し (2025年末までの時限的措置) ・連邦法人税率の引下げ ・国際課税の見直し 等	7段階 (10～37%)	21%

(注) 1987年には、経過措置として11～38.5%の5段階の税率構造が適用された。

(出典) 「2 主要先進国における近年の税制改革 (1) アメリカ」吉沢浩二郎編著『図説日本の税制 平成30年度版』財経詳報社、2018、pp.276-279; 財務省財務総合政策研究所編『財政金融統計月報』各号等を基に筆者作成。

ている。

なお、2016 年の大統領選挙に向けた共和党の予備選挙において、トランプ大統領を始めとする当時の候補者は独自の税制改革案を打ち出したが、これらの案には、連邦個人所得税の簡素化・税率引下げ、連邦法人税率の引下げ等、上述の各税制改革案との共通点が見られる⁽¹³⁾。

2 2017 年税制改革に向けた動き

(1) 税制改革案の概要の公表

トランプ政権は、2017 年 4 月に、大統領選挙時の公約に沿う形で、連邦税制の改革案を極めて概略的に示した案を公表した⁽¹⁴⁾。その後、税制改革案の策定は、連邦議会と政権との間で水面下で進められ、同年 9 月に、議会で税制関連法案を所掌する下院歳入委員会 (Committee on Ways and Means) 及び上院財政委員会 (Committee on Finance) と政権との間の調整を経た、より詳細な案が公表された⁽¹⁵⁾。

なお、トランプ大統領は、大統領選挙時の公約に掲げて以来、国内立地企業に有利な税制を構築するとの立場から、いわゆる「国境調整税 (border adjustment tax)」⁽¹⁶⁾の導入を目指していた。しかし、税制改革案の策定の過程で、国境調整税の導入は見送られる結果となった⁽¹⁷⁾。

トランプ政権は、税制改革を最優先課題として取り組み、2017 年中にも実現させたいとの考えを示していた⁽¹⁸⁾。当初は、いわゆる「オバマケア」を廃止して財源を確保した上で、大規模な減税を盛り込んだ税制改革を行う予定であったとされるが、オバマケアの廃止法案や代替法案は、2017 年 7 月中に連邦議会上院で行われた採決で相次いで否決され、トランプ政権にとっては重要な政策を実現できない状態にあった⁽¹⁹⁾。税制改革についても、その実現に当たっての大きな関門と目されていたのが、議会における税制改革法案の審議であった⁽²⁰⁾。

(2) 連邦議会における法案の審議に向けての課題

税制改革法案の審議経過をたどるに当たって、ここで、アメリカの連邦議会における法案審議の仕組みを確認しておこう。

- (13) 各候補者の税制改革案を比較検討した資料として、安井明彦「米大統領選で相次ぐ大型減税提案」『みずほインサイト』2015.10.2. <<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/us151002.pdf>> を参照。また、キャンプ案、A Better Way 及びトランプ氏の大統領選挙時の公約を比較した資料として、日向寺・塩田 前掲注(9)
- (14) 税制改革案の公表は、ムニューシン (Steven Mnuchin) 財務長官及びコーン (Gary Cohn) 国家経済会議委員長の記者会見という形で行われた。会見での両氏の発言や記者団との質疑応答等の詳細は、以下を参照。“Briefing by Secretary of the Treasury Steven Mnuchin and Director of the National Economic Council Gary Cohn,” 2017.4.26. White House Website <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/briefing-secretary-treasury-steven-mnuchin-director-national-economic-council-gary-cohn/>>
- (15) “Unified Framework for Fixing Our Broken Tax Code,” 2017.9.27. U.S. Department of the Treasury Website <<https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Documents/Tax-Framework.pdf>> 政権等によるこれらの税制改革案の概要についてまとめた資料として、瀬古雄祐「米国トランプ政権の税制改革案の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』978 号, 2017.11.7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10982702_po_0978.pdf?contentNo=1>
- (16) 「国境調整税」の具体的な内容は明らかではないが、識者等の間では、仕向地主義キャッシュフロー法人税に類似の制度であると考えられている。仕向地主義キャッシュフロー法人税については、前掲注(12)を参照。
- (17) ポール・ライアン (Paul Ryan) 下院議長ら議会指導部とムニューシン財務長官らは、2017 年 7 月 27 日に共同声明を発表し、今般の税制改革での国境調整税の導入を見送る方針を表明した。“Joint Statement on Tax Reform,” 2017.7.27. White House Website <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/joint-statement-tax-reform/>> なお、2017 年税制改革では、国内立地企業を優遇する措置が創設された (後述 III 4 (2))。
- (18) 例えば、*op.cit.*(14)
- (19) 日向寺・塩田 前掲注(9), p.22; 原田圭子「オバマケア廃止・置換法案の経過」『外国の立法』273-1 号, 2017.10, pp.6-9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10978294_po_02730103.pdf?contentNo=1>
- (20) 松本俊太「経済教室 米税制改革の行方 (下) 大統領の議会説得が左右」『日本経済新聞』2017.6.1; 雨宮愛知「米税制改革案、焦点の法人税減税が実現する可能性は乏しく」『金融財政事情』68(39), 2017.10.16, pp.32-35.

アメリカでは、大統領が自ら法案を連邦議会に提出することはできず、必要と考える施策の審議を一般教書等で勧告できるにとどまる⁽²¹⁾。行政官庁等が法案の提出を議員に依頼することで立案されるケースもあるとされ（法案の提出権者は議員のみである。）⁽²²⁾、政権の立場に沿って起草された法案は、通常、当該法案を所掌する委員会の委員長名で提出される⁽²³⁾。法案は、委員会審査等を経た後、本会議における審議に付される。最終的に同一法文の法案が上下両院で可決された場合に、当該法案は議会を通過し、大統領の署名により、法案が成立する。両院で可決された法案に差異がある場合には、両院協議会（conference committee）において差異が調整され、再び上下両院に差し戻される。

アメリカ連邦議会において特徴的なのが、上院における審議及び採決の在り方である。上院の審議では、徹底した討論と全会一致を重んじる伝統の下、各議員の発言時間に制限は設けられない。少数党は、これを組織的に利用して、長時間にわたる演説等による議事妨害（フィリバスタ）が可能である⁽²⁴⁾。多数党は、討論を終了させる動議（クローチャ）で対抗することができるが、その可決には5分の3以上の同意が必要とされている。そのため、実質的に上院での重要法案の議決には5分の3の賛成票を要することになる。

このフィリバスタを回避して法案の採決を図るべく、税制改正については、これまでに度々、財政調整法の形式による法案の審議・採決がなされてきた⁽²⁵⁾。財政調整法とは、予算決議⁽²⁶⁾が成立していることを前提として、同決議において調整の指示（reconciliation instructions）がなされた事項を迅速かつ効率的に審議するための仕組みである。ここでは審議時間の上限が設けられているためにフィリバスタを使うことができず、事実上、単純多数決で成立させることができる。ただし、財政調整法の形式により法案を成立させる場合には「バード・ルール（Byrd Rule）」と呼ばれる一定の規範に従う必要があり、例えば、10年経過後に財政赤字を増大させるような規定は法案から除外することが必要となる。

2017年時点における共和党の上院での議席数は52議席であったことから⁽²⁷⁾、少なくとも一部の民主党議員からの賛同を得なければ5分の3の賛成票に届かず、税制改革法案を通常的方式で可決することはできない。トランプ政権は、税制改革案を策定する初期の段階から、民主党の協力を得た超党派での税制改革を期待する考えを表明していた⁽²⁸⁾。また、民主党の議員

(21) 高澤美有紀「主要国議会の法律案提出手続及び法律の成立状況（資料）」『レファレンス』791号、2016.12、p.54。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10229024_po_079104.pdf?contentNo=1>

(22) 同上

(23) 鈴木将覚「米国の予算審議プロセス（I）—米国の予算決議案と歳入・歳出法案の審議—」『みずほりポート』2005.6.15、p.10。<<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/report/report05-0615-1.pdf>>

(24) フィリバスタについては、例えば、廣瀬淳子「アメリカ連邦議会上院改革の課題—フィリバスターの改革—」『レファレンス』758号、2014.3、pp.38-39。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8436645_po_075802.pdf?contentNo=1>; 河音琢郎「アメリカ連邦予算過程における財政規律の弛緩とリコンシリエーションの変容」『和歌山大学経済学会研究年報』14号、2010、pp.165-166。<<https://ci.nii.ac.jp/els/contents/110007767347.pdf?id=ART0009530805>>; 同上、pp.13-15を参照。

(25) 財政調整法については、渡瀬義男「アメリカの予算編成過程と財政民主主義」『経済研究所年報』27号、2014.4、pp.64-69。<http://www.seijo.ac.jp/research/economics/publications/annual-report/jtmo42000000mtr-att/keiken_nenpo27_watarase.pdf>; 鈴木 前掲注(23)、pp.21-23を参照。財政調整法の形で税制改正法案の成立が図られたケースは過去に複数見いだすことができ、近年では、ブッシュ（子）政権下で成立した大規模な減税を内容とする税制改正法（EGTRRA 2001及びJGTRRA 2003。表1を参照）がこれに該当する。

(26) 予算決議とは、次年度以降10年先までの収入見込総額、支出総額等の予算編成の大枠を明示するものであり、これに沿って、各委員会に対し、その大枠に適合的な改正法案の策定等の指示が行われる。予算決議については、渡瀬義男『アメリカの財政民主主義』（アメリカの財政と分権 第8巻）日本経済評論社、2012、pp.34-39を参照。

(27) 2017年12月に行われたアラバマ州の補欠選挙の結果、2018年1月3日から51議席となった。なお、2018年11月に行われた中間選挙の結果、共和党は上院で53議席を確保した。

(28) *op.cit.*(14); “Unified Framework for Fixing Our Broken Tax Code,” *op.cit.*(15), p.3.

の間からも、超党派での法案の調整を求める動きも見られた⁽²⁹⁾。しかし、連邦個人所得税の減税をめぐる立場の溝が埋まらず⁽³⁰⁾、最終的に、過半数の賛成で足りる財政調整法の形式が採られた。

(3) 減税・雇用法案の審議経過

財政調整法の根拠となる予算決議は、議会両院で可決され、最終的に 10 月 26 日に成立した⁽³¹⁾。同決議は、2018 年度から 2027 年度までの 10 年間の歳出・歳入の水準、分野ごとの配分等を示すものであり、この中で、調整の指示として、下院歳入委員会及び上院財政委員会に対して、10 年間で 1.5 兆ドル（168 兆円）⁽³²⁾以内の財政赤字を許容する税制改正案の作成が指示されている⁽³³⁾。これを受け、両委員会は、それぞれ減税・雇用法案（Tax Cuts and Jobs Act）と題された税制改革法案を個別に起草・提出した⁽³⁴⁾。

共和党は一般に減税を志向する傾向が強いとされるが、減税・雇用法案に対して、共和党内は必ずしも一枚岩ではなかったと報じられている⁽³⁵⁾。法案は、下院では 11 月 16 日に可決されたものの⁽³⁶⁾、両党の議席数の差が僅かである上院では、財政調整法による成立を図る場合であっても、共和党議員のほぼ全員が法案に賛成することが必要であると見られていた。しかし、税制改革による連邦財政の赤字の増大を憂慮する一部の共和党上院議員が税制改革法案に対する疑念を表明するなど党内の不一致が露呈したため、採決直前まで共和党内の結束の維持が課題とされた⁽³⁷⁾。結局、法案は、12 月 2 日に上院において僅差で可決された。両院の採決においては党派の違いにより賛否がほぼ明確に分かれ、共和党議員のほとんどが賛成した一方で、民主党議員は全員が法案に反対に回った。

両院が可決した法案には、連邦個人所得税の税率構造、同税の各種控除に係る改正項目の詳細、連邦遺産税の廃止を定める条項の有無、租税回避を狙った法人利益の移転等を防止するための課税の在り方等において、複数の相違点があったことから⁽³⁸⁾、両法案を一本化するための両院協議会が開催された。両院協議会により取りまとめられた統合案は、12 月 20 日中に上下両院でそれぞれ可決され、同月 22 日にトランプ大統領の署名により成立した。

(29) Alan Rappeport, “Democrats make overture to G.O.P. on tax overhaul,” *New York Times*, 2017.8.2.

(30) 共和党やトランプ政権は税制改革により中間層が恩恵を受けるとの立場であったのに対し、民主党は、税制改革は中間層にとって有利なものとはならず、企業や高所得者層に恩恵が及ぶのみであるとの立場であったとされる（Jim Tankersley, “Democrats attack tax bill as a ‘middle-class con job,’” *New York Times*, 2017.10.29.）。

(31) Establishing the congressional budget for the United States Government for fiscal year 2018 and setting forth the appropriate budgetary levels for fiscal years 2019 through 2027, H.Con.Res.71, 115th Cong. (2017)

(32) 日本銀行国際局「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（平成 31 年 2 月中において適用）」2019.1.18. <https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/kijun/kiju1902.htm/> に基づき、1 ドル = 112 円として邦貨換算した。本稿における以下の各換算についても同様である。

(33) *op.cit.*(31), §§ 2001 (a), 2002 (a)

(34) 下院歳入委員会による法案は 11 月 2 日に、上院財政委員会による法案は 11 月 9 日に、それぞれ提出された。

(35) 例えば、Damian Paletta and Mike DeBonis, “Senate tax bill hits new snags,” *Washington Post*, 2017.11.16.

(36) 下院での採決では、共和党議員のうち 13 名が反対に回った。これらの議員は、州税の負担が比較的大きい州の選出議員であり、税制改革法案に盛り込まれている州税等の税額を連邦個人所得税額の算出に当たって所得から控除できる額に上限を設ける措置に反対していたことが示唆されている。“\$1.5 trillion tax cut passed by House in mostly party-line vote,” *New York Times*, 2017.11.16.

(37) Thomas Kaplan et al., “Deficit worries delay a sprint on the tax bill,” *New York Times*, 2017.12.1.

(38) 両院合同租税委員会（Joint Committee on Taxation）は、以下の資料で両法案の相違点についてまとめている。Joint Committee on Taxation, “Comparison of the House- and Senate-passed Versions of the Tax Cuts and Jobs Act,” JCX-64-17, 2017.12.7. <<https://www.jct.gov/publications.html?func=startdown&id=5048>>

Ⅲ 2017年税制改革の概要

2017年税制改革の主眼は、個人及び法人を対象とする税負担の軽減、租税支出の縮減、国際課税の見直しを通して、雇用の創出を図るとともに、税制を簡素かつ公平なものにすることにあるとされる⁽³⁹⁾。以下では、その主な項目（表2を参照）について概説する。

なお、以下に掲げる連邦個人所得税及び連邦遺産税の見直し項目のほとんどは、2025年末までの時限措置とされている。2018年9月には、これらの措置を恒久化するための法案が議会に提出され、審議がなされたものの、成立はしなかった⁽⁴⁰⁾。これに対し、連邦法人税及び国際課税に係る見直し項目は、一部を除き恒久措置とされている。

1 連邦個人所得税

(1) 税負担の軽減等のための措置

アメリカの連邦個人所得税⁽⁴¹⁾では、7段階の超過累進税率⁽⁴²⁾の構造がとられている。2017年税制改革では、最高税率及び各所得区分（ブラケット）に対応する税率の多くが引き下げられるとともに、各ブラケットが見直され、大多数の納税者にとって減税となる見直しとなった。

また、アメリカにおいては、一般の株式会社であるC法人（C corporation）等とは別に、パス・スルー事業体と呼ばれる事業形態が存在する⁽⁴³⁾。パス・スルー事業体は、税法上、法人所得課税の対象とはならず、その構成員が受け取った所得に応じて個々に連邦個人所得税の課税がなされる。この仕組みにより、資本所得に対する法人段階と個人段階の二重課税は生じないこととなる。2017年税制改革においては、パス・スルー事業体を通して個人が得る事業所得を対象に、その20%の控除を認める措置が設けられた。これにより、事業所得につき実質的な税率の引下げが行われたことと同様の結果となる⁽⁴⁴⁾。

このほか、納税者が各種の税負担軽減措置を濫用し税額を低く抑えることを防ぐための仕組みである代替ミニマム税（alternative minimum tax: AMT）⁽⁴⁵⁾について、基礎控除額が引き上げられた。当初、同税の廃止が検討されていたが、同税を存続させつつその基礎控除額を引き上げる

(39) House and Senate Conference Committee, “Tax Cuts and Jobs Act; Policy Highlights.” Committee on Ways and Means Website <https://republicans-waysandmeansforms.house.gov/uploadedfiles/12.15_tcja_policy_highlights.pdf>

(40) Protecting Family and Small Business Tax Cuts Act of 2018, H.R. 6760, 115th Cong. (2018) 同法案は、2018年9月28日に下院で可決されたものの、上院での採決はなされないまま廃案となった。なお、2019年1月にも、同様の内容の法案が提出されている（To amend the Internal Revenue Code of 1986 to make permanent the increase in the standard deduction, the increase in and modifications of the child tax credit, and the repeal of the deduction for personal exemptions contained in Public Law 115-97, H.R. 22, 116th Cong. (2019)）。

(41) アメリカの連邦個人所得税の概要については、岡村忠生・沼尾波子「政府税制調査会海外調査報告（アメリカ・カナダ）」（第10回税制調査会資料）2017.6.19, pp.9-10. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/29zen10kai10.pdf>> を参照。

(42) 所得の増加に応じて所得の高い部分に適用する税率を累進的に高めていく課税方式をいう。

(43) パス・スルー事業体には、主にパートナーシップ、S法人（S corporation）等が含まれる。詳細は、伊藤公哉『アメリカ連邦税法—所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで— 第6版』中央経済社、2017, pp.449-533; Joint Committee on Taxation, “Present Law and Data Related to the Taxation of Business Income,” JCX-42-17, 2017.9.15, pp.2-16. <<https://www.jct.gov/publications.html?func=startdown&id=5021>> を参照（数の上では、アメリカ国内の事業体のうち大多数がパス・スルー事業体であるとされる（*idem*, pp.36-38.））。

(44) 日向寺・塩田 前掲注(9), p.28.

(45) この仕組みの下で、個人及び法人の納税者は、通常の方法での税額の計算とは別に、特別な計算方法による税額の算出を行い、これが通常の方法で算出された税額を超過した場合、超過部分を代替ミニマム税として納税することが必要となる。代替ミニマム税の算定においては、課税ベースとなる所得の算出に当たり、一定額の基礎控除が設けられている。代替ミニマム税の概要については、伊藤 前掲注(43), pp.356-367 を参照。

表 2 2017 年税制改革の概要及び各項目の税収への影響

主な見直し項目及びその概要	10 年間の税収の増減見込額
連邦個人所得税（ほとんどが 2025 年末までの時限措置）	
【税率構造】 税率を下記のとおり見直すとともに、各税率に対応する所得区分について見直し 10%、15%、25%、28%、33%、35%、39.6% の 7 段階 ⇒ 10%、12%、22%、24%、32%、35%、37% の 7 段階	▲ 1 兆 2142 億ドル
【標準控除】 標準控除を、従来のほぼ 2 倍に拡充 (夫婦合算申告の場合) 1 万 3000 ドル⇒ 2 万 4000 ドル (単身者の場合) 6500 ドル⇒ 1 万 2000 ドル	▲ 7204 億ドル
【人的控除】 納税者本人及び配偶者、扶養親族を対象とした、1 人当たり 4,150 ドルの控除（人的控除（personal exemption））を廃止	1 兆 2115 億ドル
【児童税額控除】 児童税額控除の拡充（扶養児童 1 人当たり 1,000 ドル⇒ 2,000 ドル）、控除額の遡減が開始する所得金額の見直し（満額適用の対象を拡大し、夫婦合算申告の場合には 40 万ドル以下、単身者の場合には 20 万ドル以下の納税者が満額適用可能とする。） 【扶養親族に係る控除】 児童税額控除の対象ではない扶養親族（17 歳以上の子、大学生等が該当）を対象とした新たな税額控除（扶養親族 1 人当たり 500 ドル）を創設	▲ 5734 億ドル
【パス・スルー課税】 パス・スルー事業体を通して個人が得た事業所得につき、その 20% を控除	▲ 4145 億ドル
【代替ミニマム税】 代替ミニマム税の基礎控除額の引上げ (夫婦合算申告の場合) 10 万 9400 ドル（単身者の場合）7 万 300 ドル	▲ 6371 億ドル
【「オバマケア」に係るペナルティとしての追加的税負担】 2010 年医療保険改革法（Patient Protection and Affordable Care Act）により設けられている、適格健康保険に加入していない世帯に対するペナルティとしての追加的な税負担の廃止等（2019 年以降）	3141 億ドル
連邦遺産税（2025 年末までの時限措置）	
基礎控除額の引上げ（549 万ドル⇒ 1120 万ドル）	▲ 830 億ドル
（参考値）連邦個人所得税及び連邦遺産税の見直しに係る税収への影響	
▲ 1 兆 1266 億ドル	
連邦法人税（恒久措置）	
【基本税率】 連邦法人税の基本税率の引下げ（35% ⇒ 21%）	▲ 1 兆 3485 億ドル
【利子控除】 調整所得の 30% を超える利子につき、損金不算入とする措置の創設	2534 億ドル
【設備投資に対する即時償却】 設備投資に対する即時償却の導入（時限措置）	▲ 863 億ドル
【代替ミニマム税】 法人を対象とする代替ミニマム税の廃止	▲ 403 億ドル
（参考値）連邦法人税の見直しに係る税収への影響	
▲ 6538 億ドル	
国際課税（恒久措置）	
【国際課税制度の見直し】 国外所得免除方式への移行に係る、外国子会社からの配当の益金不算入措置	▲ 2236 億ドル
【国外留保所得に対する課税】 現在の国外留保所得に対する 1 回限りの課税（税率は、国外留保所得が現金等の形態をとっている場合に 15.5%、その他の場合には 8%）	3388 億ドル
【GILTI に対する課税】 外国子会社の事業資産から生じる所得の一定部分（グローバル無形資産低課税所得（GILTI））に対して、アメリカ国内で合算して課税する措置の創設	1124 億ドル
【FDII に係る所得控除制度】 アメリカ国内立地企業が得た外国源泉所得の一定部分（外国源泉の無形資産関連所得（FDII））の 37.5%（2026 年以降は 21.875%）に相当する額を所得控除可能とする措置の創設	▲ 638 億ドル
【BEAT】 税源浸食・濫用防止税（BEAT）（アメリカ法人が、国外関連者に対して一定の税源侵食的支払（利子、ロイヤルティー、管理手数料等の支払）を行う場合に税負担が生じ得る。当該法人の調整後課税所得及び法人税額を基に算出される。）の創設	1496 億ドル
（参考値）国際課税の見直しに係る税収への影響	
3244 億ドル	
2017 年税制改革全体の税収への影響	
▲ 1 兆 4560 億ドル	

(注 1) 2017 年税制改革における見直し項目のうち主なもののみを掲げた。各金額には、歳出面における効果や予算の枠外での効果等によるものが含まれる。

(注 2) 税収の増減見込額は、2018 年から 2027 年までの 10 年間の累積額を示している。

(注 3) 税収への影響に係る各金額は、表中に掲げた項目以外の見直し項目による増減収分を含めた額である。

(出典) Joint Committee on Taxation, “Estimated Budget Effects of the Conference Agreement for H.R.1, the ‘Tax Cuts and Jobs Act,’” JCX-67-17, 2017.12.18. <<https://www.jct.gov/publications.html?func=startdown&id=5053>> を基に筆者作成。

ことにより、課税対象者の縮小を図ることとされた⁽⁴⁶⁾。

加えて、オバマ政権下で成立した2010年医療保険改革法⁽⁴⁷⁾により、加入が義務付けられた適格健康保険に加入していない世帯は、ペナルティとして一定額の追加的な税負担が課されているが⁽⁴⁸⁾、2019年以降、この税負担を恒久的に廃止することとした。

(2) 各種控除の見直し等

連邦個人所得税額の算出に当たって、納税者は、標準控除 (standard deduction) と項目別控除 (itemized deductions) のうち、より有利なものを選択的に適用することができる⁽⁴⁹⁾。

2017年税制改革により、標準控除がほぼ2倍に拡充された。これにより、同控除の適用を選択する納税者の大幅な増加が見込まれている⁽⁵⁰⁾。一方で、項目別控除については、医療費控除、州税額等に係る控除、住宅ローン利子控除等に関する見直しが図られた。特に、州税額等に係る控除については、各州間で不公平が生じている等の理由から、当初は当該控除の廃止が検討された一方で、州税の負担が大きい州を中心に強い反発が見られるなど、税制改革案の策定の段階から重要な論点となっていた⁽⁵¹⁾。

さらに、納税者本人、配偶者、扶養親族を対象としてきた人的控除 (personal exemption) を廃止する一方で、17歳未満の扶養児童を有する納税者を対象に一定の税額控除 (一定の場合に給付) を認める児童税額控除 (child tax credit)⁽⁵²⁾が拡充されたほか、児童税額控除の対象ではない扶養親族 (17歳以上の子、大学生等) を対象とした新たな税額控除が創設された。

2 連邦遺産税

連邦遺産税は、日本の相続税と同様、資産課税の一つである⁽⁵³⁾。同税の基礎控除額は、2017年時点において549万ドル (6億1488万円) と、日本の相続税の基礎控除額⁽⁵⁴⁾に比べて極めて高く設定されていた。2017年税制改革では、この基礎控除額が更に1120万ドル (12億5440億

(46) この見直しは、税負担軽減の観点に加え、手続面における税制の簡素化を狙ったものと考えられるものの、過度の節税を抑制する同税の適用対象の縮小が、一部の高所得者による節税をかえって助長する可能性も否定できないとも考えられている。Neil Irwin, "Who Wins, Who Loses In Details Of the Plan," *New York Times*, 2017.4.27.

(47) Patient Protection and Affordable Care Act of 2010, P.L.111-148.

(48) 具体的には、「世帯の課税所得の2.5%」と「大人1人当たり695ドル、子1人当たり347.5ドル (一世帯当たり最高2,085ドル)」のうちいずれか大きい方の額が課されている (26 U.S.C. § 5000A)。詳細は、天野拓『オバマの医療改革』勁草書房, 2013, p.87を参照。

(49) 標準控除は概算控除という性質を持っているのに対し、項目別控除は各種費用の実額を基に控除額を算定するものであり、税額の算出等の面で、より煩雑な方法とされている。このうち項目別控除の枠組みの下では、医療費や州税・地方税支払額等の実額を、連邦個人所得税の課税ベースとなる調整総所得から控除することができる。

(50) この見直しの結果、項目別控除を利用する納税者は、4651万人余り (2017年) から1801万人余り (2018年) に大幅に減少すると指摘されている (Joint Committee on Taxation, "Tables Related to the Federal Tax System as in Effect 2017 through 2026," JCX-32r-18, 2018.4.24, p.6. <<https://www.jct.gov/publications.html?func=startdown&id=5093>>).

(51) 例えば、中村玲子「トランプ政権の税制改革における州・地方税控除改革」『地方税』69(3), 2018.3, pp.2-13; Richard Rubin, "Next Tax Battle: Axing a Blue-State Favorite," *Wall Street Journal*, 2017.4.28.

(52) 児童税額控除については、以下の資料を参照。鎌倉治子「諸外国の就労促進・子育て支援等のための税制上の措置—所得課税に関連して—」『レファレンス』795号, 2017.4, pp.108-109. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10337842_po_079505.pdf?contentNo=1>

(53) 吉沢浩二郎編著『図説日本の税制 平成30年度版』財経詳報社, 2018, pp.320-323を参照。なお、日本の相続税は、遺産総額等を基に税額を算定した上で、実際の相続割合に応じて各相続人の納付税額を算定する (相続人等が納税義務を負う) 方式 (法定相続分課税方式) であるのに対し、アメリカの連邦遺産税は、遺産総額に対して直接課税される (実際には被相続人に代わり遺言執行人や遺産管理人が納税義務を負う) 方式 (遺産課税方式) であるという点において、両国の相続税制の間には仕組みの違いがある。また、日本の相続税とは異なり、アメリカの連邦遺産税において、被相続人の配偶者は免税とされる。

(54) 現行の相続税の基礎控除額は、「3000万円 + 600万円 × 法定相続人数」で算出された額である。

円)に引き上げられた。これにより、同税の課税対象は更に縮小し、極めて富裕な層のみが負担する税目になると考えられる。

連邦遺産税については、これを廃止すべきであるとの意見も根強く⁽⁵⁵⁾、連邦議会共和党や政権を中心に、当初は同税を廃止する方針で議論が進められていたものの、同税を存置しつつ基礎控除額の引上げにより課税対象を縮小することで決着した。

3 連邦法人税

(1) 法人の税負担の軽減

アメリカにおいては、法人所得に対して、連邦法人税のほか、各州のレベルでも課税がなされる例が多い。例えば、カリフォルニア州の場合、連邦法人税に加え州の法人税(法定税率は8.84%)が課され、2017年時点において、法人の所得に対して中央政府及び地方政府により課される実質的な租税負担の割合(法人実効税率)⁽⁵⁶⁾は40.75%であった。近年、各国において法人税率を引き下げる動きが見られる中、連邦法人税の基本税率⁽⁵⁷⁾は1993年以来35%に据え置かれており、国際競争においてアメリカ企業は不利な立場に置かれているとの懸念が示されていた⁽⁵⁸⁾。

2017年税制改革により、連邦法人税の基本税率は大幅に引き下げられ、2018年以降、恒久的に21%とされた。法人の税負担の軽減とともに、法人実効税率を他の先進国並みの水準とすることで、アメリカの立地競争力を高め、企業の国外流出を防ぐ狙いがあると見られる⁽⁵⁹⁾。

(2) 設備投資の促進のための措置

2022年までの5年間の時限措置として、一定の設備投資を対象として、その費用の全額の損金算入を可能とする措置(即時償却)が認められた。2023年以降は償却割合が逡減し、2026年末で完全に廃止される予定である。

4 国際課税

(1) 国際課税制度の見直し

一般に、国境を越えて事業を展開する多国籍企業については、同一の所得に対して複数の国から課税されるという事態が生じやすいと考えられる。法人に対するこうした国際的な二重課税を防ぐための枠組みとして、アメリカは従来、内国法人が国内外で発生させた全ての所得に対して課税(全世界所得課税)を行う一方、外国で課税された分を税額から控除(外国税額控除)する方式を採っていた。この方式の下では、アメリカ企業の外国子会社が所得を配当としてアメリカに還流させると連邦法人税の実質的な負担が生じることから、税負担を回避するため、大企業を中心にアメリカ国外への所得の留保が行われていると指摘されてきた。国外に留保さ

(55) 連邦遺産税は、ブッシュ(子)政権下で成立した税制改正法に基づき2010年に一時廃止されたが、その後のオバマ政権下で2011年に復活し、2013年には最高税率が引き上げられた。

(56) ここでいう法人実効税率は、中央政府による課税分と地方政府による課税分の各法定税率を合計したもの(ただし、課税ベースの重複分に係る損金算入等の調整を経たもの)をいう。

(57) アメリカの従来連邦法人税では、基本税率35%のほかに15%、25%、34%の軽減税率が設けられており、課税所得が増えるにつれて、所得の高い部分に対し、累進的に高い税率が適用される累進税率構造になっていた。今般の税率引下げでは、基本税率(21%)以外の軽減税率は設けられない。

(58) Joint Committee on Taxation, "Background and Selected Policy Issues on International Tax Reform," JCX-45-17, 2017.9.28, pp.23-26. <<https://www.jct.gov/publications.html?func=startdown&id=5025>>

(59) 「米の大型法人税減税 企業誘致競争で有利に」『日本経済新聞』2018.1.8.

れた所得は、アメリカ企業全体で2兆ドルを超すとの見方もある⁽⁶⁰⁾。

2017年税制改革では、アメリカ法人の外国子会社からの配当の全額を益金不算入の扱いとすることにより、国内で発生した所得のみに課税（国内源泉所得課税）を行い、国外で生じた所得については課税を免除する国外所得免除方式に実質的に移行することとした⁽⁶¹⁾。

この国外所得免除方式への移行措置として、企業が節税等の目的で一時的にため込んだ国外留保所得に対しては、それらが還流されたとみなして、それが現金等の形態をとっている場合には15.5%、その他の場合には8%の税率で、アメリカが1回のみ課税を行う枠組みが導入された。これらの見直しは、所得の国外留保のメリットを低減させることで法人の租税回避を抑制するとともに、国外から還流させた資金を国内投資に振り向ける狙いがあると考えられる⁽⁶²⁾。

(2) 新たな課税の創設

2017年税制改革では、企業にアメリカ国内への立地にインセンティブを与える性質を有する2つの制度（グローバル無形資産低課税所得（Global Intangible Low Taxed Income: GILTI）に係る制度、外国源泉無形資産関連所得（Foreign-Derived Intangible Income: FDII）に係る所得控除制度）が創設された。これらの制度は、国外に立地して収益を上げる企業に対して事実上の新たな税負担を課す一方で、国内立地企業に対して税負担の軽減を講じることにより、企業の国内立地を促す趣旨による措置と考えられる。

また、租税回避の対策として、税源浸食・濫用対策税（Base Erosion and Anti-abuse Tax: BEAT）が創設された。同税の枠組みの下では、アメリカ法人が、国外関連者⁽⁶³⁾に対して一定の税源浸食的支払（利子、ロイヤルティー、管理手数料等の支払）を行う場合に税負担が生じ得る⁽⁶⁴⁾。

IV 税制改革の影響及び評価

1 経済への影響をめぐる予測及び評価

トランプ政権は、経済成長の促進を税制改革の主要な目標に掲げており⁽⁶⁵⁾、2017年税制改革による個人及び法人を対象とした大規模な減税等によって、今後10年間で3%程度の経済成長が見込まれるほか、雇用の拡大が期待できるとしている⁽⁶⁶⁾。また、一部のシンクタンクからも、減税が経済成長を促す効果は大きいとして肯定的な見解が示されており⁽⁶⁷⁾、こうした立場から、今後10年間で、2%近い実質経済成長、1.5%程度の実質賃金の上昇、34万人程度の雇用の増加が見込まれるとの試算も示されている⁽⁶⁸⁾。このほか、経済成長を重視する観

(60) 例えば、「動くかトランプ税制（中）法人税15% 試練の道」『日本経済新聞』2017.6.2.

(61) 近年では、国外所得免除方式への移行がOECD加盟国の間での潮流であると指摘されている。Joint Committee on Taxation, *op.cit.*(58), p.25.

(62) 例えば、「海外直接投資4割減」『日本経済新聞』2018.10.16.

(63) 当該法人の外国子会社等をいう。

(64) 詳細は、佐藤良「デジタル経済の課税をめぐる動向」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1010号, 2018.7.19, pp.10-11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11117772_po_IB1010.pdf?contentNo=1>を参照。

(65) *op.cit.*(14)

(66) “Economic Report of the President,” 2018.2, p.69. White House Website <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2018/02/ERP_2018_Final-FINAL.pdf>; “An American Budget - President’s Budget FY 2019.” *idem* <<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2018/02/budget-fy2019.pdf>>

(67) Scott Hodge, “The Positive Economic Growth Effects of the Tax Cuts and Jobs Act,” 2018.9.6. Tax Foundation Website <<https://files.taxfoundation.org/20180905161545/SAHtoJEC-10.3FINAL.pdf>>; Erica York, “The Benefits of Cutting the Corporate Income Tax Rate,” *Fiscal Fact*, No. 606, 2018.8. *idem* <https://files.taxfoundation.org/20180813165516/The-Benefits-of-Cutting-the-Corporate-Income-Tax_FF606.pdf>

点から、連邦個人所得税及び連邦遺産税に係る見直しを恒久化すべきであるとの見解も示されている⁽⁶⁹⁾。

アメリカ国内では、減税・雇用法の成立後早い段階から、企業の間で雇用や投資の増加を表明する動きが見られる⁽⁷⁰⁾。また、連邦個人所得税の減税が、雇用の改善という要因とあいまって、個人消費の押し上げに寄与しているとの指摘があり⁽⁷¹⁾、2018 年 7~9 月期のアメリカ国内の実質個人消費は前期比年率換算で 4% 拡大していると報じられている⁽⁷²⁾。このほか、主要企業の間で、税負担の軽減により増加した手元資金を基に、自社株の購入が活発化していることが指摘されている⁽⁷³⁾。

一方で、税制改革による経済への好影響は、さほど大きくならないとの見方も示されている。例えば、連邦議会の両院合同租税委員会 (Joint Committee on Taxation: JCT) は、2017 年税制改革による 10 年間の平均での経済波及効果について、雇用の拡大は年率 0.6%、実質個人消費の拡大は 0.7% にとどまり、実質経済成長率は平均で年率 0.7% 程度となると見込んでいる⁽⁷⁴⁾。また、今後、減税の効果が減少に転じる可能性を指摘する声もある⁽⁷⁵⁾。

2009 年 6 月以降、アメリカは 9 年以上にわたって景気拡大局面にある⁽⁷⁶⁾。そうした中での減税の効果が、どこまで持続的なものとなるのかが、今後の注目点となろう。

2 財政への影響をめぐる予測及び評価

2017 年税制改革は、しばしば 1986 年税制改革に範をとった税制改革と位置付けられる。確かに、1986 年税制改革においても、連邦個人所得税及び連邦法人税の税率引下げ及び税率構造の簡素化が行われた。一方で、1986 年税制改革は、各種税負担軽減措置の整理・合理化を図り、全体で見れば 5 年間で税収中立を達成する税制改正として設計された。2017 年税制改革は、連邦財政の大幅な減収が見込まれるという点で、1986 年税制改革と大きく異なっている。

両院合同租税委員会は、2018 年から 2027 年までの 10 年間で、連邦財政は 1 兆 4560 億ドル (163 兆 720 億円) の減収となることを見込んでいる⁽⁷⁷⁾。ただし、2017 年税制改革に伴う経済効果により 3846 億ドル (43 兆 752 億円) の増収が見込まれることから、最終的な減収見込額は 1 兆 714 億ドル (119 兆 9968 億円) となるとしている⁽⁷⁸⁾。議会予算局 (Congressional Budget Office: CBO)⁽⁷⁹⁾ は、マクロ経済効果を織り込まない場合、2017 年税制改革による減収額について、1.5

(68) Hodge, *ibid.*; York, *ibid.*

(69) Nicole Kaeding et al., "Making the Tax Cuts and Jobs Act Individual Income Tax Provisions Permanent," *Fiscal Fact*, No.597, 2018.7. *ibid.* <<https://files.taxfoundation.org/20180706120414/Tax-Foundation-FF597-TCJA-PIT-Perm.pdf>>

(70) 「トランプ減税 100 社動く」『日本経済新聞』2018.1.19.

(71) 「米個人消費に勢い」『日本経済新聞』2018.8.27, 夕刊.

(72) 「米年末商戦 1 兆ドルへ」『日本経済新聞』2018.11.17.

(73) 「自社株買い 米で急増」『日本経済新聞』2018.6.19. 同記事は、「企業が税制改革の「成果」を株主への利益配分を中心に振り向けた」との分析を示しており、今後、企業が積極的に設備投資に踏み出すか否かが注目されると指摘している。

(74) Joint Committee on Taxation, "Macroeconomic Analysis of the Conference Agreement for H.R.1, the 'Tax Cuts and Jobs Act,'" JCX-69-17, 2017.12.22. <<https://www.jct.gov/publications.html?func=startdown&id=5055>> なお、同分析は、短期的には年率 0.8~0.9% の実質経済成長率が見込まれるものの、10 年経過時までには年率 0.1~0.2% にまで落ち込むと予測している。

(75) 前掲注(72)

(76) National Bureau of Economic Research, "US Business Cycle Expansions and Contractions." <<https://www.nber.org/cycles/cyclesmain.html>>

(77) Joint Committee on Taxation, "Estimated Budget Effects of the Conference Agreement for H.R.1, the 'Tax Cuts and Jobs Act,'" JCX-67-17, 2017.12.18. <<https://www.jct.gov/publications.html?func=startdown&id=5053>>

(78) Joint Committee on Taxation, *op.cit.*(74)

兆ドル（168兆円）規模となると見込んでいる⁽⁸⁰⁾。

これに対して、財務省は、減収額は両院合同租税委員会による試算と同規模であると見込んでいるものの、経済成長により全体で1.8兆ドル（201.6兆円）の増収が見込まれ、両院合同租税委員会による試算を基に考えると、10年経過時には3000億ドル（33兆6000億円）の増収が見込まれるとしている⁽⁸¹⁾。また、2017年税制改革により財政赤字が生じることを認めつつ、その額は必ずしも莫大なものとはいえないとして、2017年税制改革を一定程度肯定的に捉える見方が示されている⁽⁸²⁾。

このように、現状では、財政面の影響をめぐる見方は大きく分かれている。一般に、連邦政府の税収がアメリカ経済の動向に大きく左右される一方で、アメリカ国内における個人消費や企業投資等の動向は、連邦財政に関する各個人・企業の見方から少なからず影響を受けると考えられる。2018年10月には、2018年度⁽⁸³⁾の連邦政府の財政収支が、7790億ドル（87兆2480億円）（対GDP比で3.9%）の赤字になったことが公表された⁽⁸⁴⁾。国内経済の先行きとの相互関係の中で、今後の財政状況の推移が注目される。

3 家計への影響をめぐる予測及び評価

税制改革による納税者の税負担の変化についての試算は、複数示されている。両院合同租税委員会の試算によると、所得階層別に見た場合、税制改革の主要項目が適用される2018年以降、短期的には全ての所得階層において税負担が減少すると見込まれるものの、時間の経過とともに所得の少ない世帯の受ける恩恵は減少し、2027年時点では高所得者層に減税の恩恵が偏り、低所得者層には増税となるという⁽⁸⁵⁾。加えて、識者の間には、連邦個人所得税の累進性⁽⁸⁶⁾を弱めるとして税制改革に批判的な論調も数多く見られる⁽⁸⁷⁾。

アメリカにおいては、日本と異なり、一定の課税所得を有する者は、税務申告を行わなければならない⁽⁸⁸⁾。連邦個人所得税は、暦年課税であり、税制改革後の同税は2018年以降の所得に対して適用される。同税は、翌年4月15日が申告期限とされているため、アメリカの納税

(79) 議会予算局は、連邦議会に置かれる客観的・中立的な機関であり、予算法案等の審議に必要な経済、予算関係の情報提供を行うことを任務としている（廣瀬淳子『アメリカ連邦議会—世界最強議会の政策形成と政策実現—』公人社、2004、pp.47-48.）。その沿革及び近年の動向については、渡瀬 前掲注(26)、pp.127-164に詳しい。

(80) Congressional Budget Office, “Estimated Deficits and Debt Under the Conference Agreement of H.R. 1, a Bill to Provide for Reconciliation Pursuant to Titles II and V of the Concurrent Resolution on the Budget for Fiscal Year 2018, as filed by the Conferees to H.R. 1 on December 15, 2017,” 2018.1.2. <<https://www.cbo.gov/system/files?file=115th-congress-2017-2018/costestimate/53437-wydenltr.pdf>>

(81) Department of the Treasury, “Analysis of Growth and Revenue Estimates Based on the U.S. Senate Committee on Finance Tax Reform Plan,” 2017.12.11. <<https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Documents/TreasuryGrowthMemo12-11-17.pdf>>

(82) Reuven S. Avi-Yonah, “How Terrible Is the New Tax Law? Reflections on TRA17,” *Law & Economics Working Papers*, Art. 148, 2018.1.2. University of Michigan Law School Website <https://repository.law.umich.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1259&context=law_econ_current>

(83) アメリカでは、10月1日から翌年9月30日までが1会計年度とされており、2018年度は2017年10月から2018年9月までの期間をいう。

(84) “Mnuchin and Mulvaney Release Joint Statement on Budget Results for Fiscal Year 2018,” 2018.10.15. Department of Treasury Website <<https://home.treasury.gov/news/press-releases/sm522>>

(85) Joint Committee on Taxation, “Distributional Effects of the Conference Agreement for H.R.1, the ‘Tax Cuts and Jobs Act,’” JCX-68-17, 2017.12.18. <<https://www.jct.gov/publications.html?func=startdown&id=5054>>

(86) 納税者の担税力が高まるにつれて、より高い税負担を課す性質をいう。

(87) Mark J. Mazur et al., “Reflections on the Tax Cuts and Jobs Act,” 2018.4.11. Tax Policy Center Website <https://www.taxpolicycenter.org/sites/default/files/publication/154431/reflections_on_the_tax_cuts_and_jobs_act_2.pdf>; William G. Gale et al., “Effects of the Tax Cuts and Jobs Act: a Preliminary Analysis,” 2018.6.13. *idem* <https://www.taxpolicycenter.org/sites/default/files/publication/155349/2018.06.08_tcja_summary_paper_final_0.pdf>

者が税制改革による税負担の変化を実感するのは、2019 年以降と推察される。

V 日本への影響

1 経済面における影響

2017 年税制改革の影響は、アメリカ国内にとどまらず、連邦法人税の見直し等を通じて、日本にも少なからず及ぶものと考えられる。

連邦法人税率の引下げにより、アメリカの各州における法人実効税率⁽⁸⁹⁾(連邦法人税及び州法人税の双方を含む)は、日本の法人実効税率(29.74%)よりも低くなった。一般に、企業の連結ベースでの税引き前利益に対する会計上の法人税等の額の比率(法人税等負担率)⁽⁹⁰⁾を見た場合、税率の低い国・地域での利益が伸びれば、全体として当該企業の税負担率は下がる⁽⁹¹⁾。アメリカの連邦法人税率の引下げや同国内での利益の伸びの影響を受けて、実際に、日本の上場企業の 2017 年度の法人税等負担率は、2008 年のリーマン・ショック以降で最低となったと報じられている⁽⁹²⁾。また、連邦個人所得税の減税等により喚起されたアメリカ国内の個人消費が、今後も持続的に高い水準にとどまった場合、日本企業のアメリカ国内における売上げの伸びにつながる可能性も考えられる。

加えて、日本企業の投資判断への影響も考えられる。連邦法人税率の引下げとともに、研究開発税制の維持、時限措置としての即時償却の創設等が図られたことにより、日本企業がアメリカ国内で投資を行う際の税負担が従来よりも少なくなるケースが生じ得る。こうした状況の下、今後、日本企業によるアメリカ国内での投資が活発化する可能性も考えられる⁽⁹³⁾。

2 税制面における影響

アメリカの連邦税制の見直しは、一義的にはアメリカ国内の問題であると言えるものの、日本の税制についても少なからず示唆や影響を与え得る。

連邦個人所得税の見直しについて、控除の見直しという側面に注目した議論が見られる。この立場からは、従来の控除の整理と標準控除の拡充について、納税者に応じて適用の可否が異なる控除を改め、いずれの納税者も適用可能な控除を拡充したものであり、「税制を簡素にしながら所得再分配の機能を強化する」ものとの評価がなされている⁽⁹⁴⁾。日本では、所得税の各種控除の在り方をめぐる検討が進められているが、アメリカにおける連邦個人所得税の見直しの方向性は、日本における今後の議論にとって有益な視点となり得る。

連邦法人税率の大幅な引下げについては、企業にとってアメリカ国内への立地を促すインセンティブとなると考えられる。近年においては、立地競争力を強化する観点から、各国間で法人税率を引き下げる動きが活発化しているところである。アメリカの大幅な連邦法人税率の引

(88) 水野雅史ほか「海外情報 米国税制及び税務行政の概要」『税大ジャーナル』24号, 2014.9, p.199. <<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/backnumber/journal/24/pdf/10.pdf>> なお、日本では、給与所得者については、源泉徴収と年末調整により、税務申告を経ずに税務手続が終了するのが一般的である。

(89) 前掲注(56)を参照。例えばカリフォルニア州の場合、法人実効税率は 27.98% となった。

(90) これは、法人所得に対する理論的な租税負担の割合を表す法人実効税率とは異なる。

(91) 「リーマン危機後で最低」『日本経済新聞』2018.7.19.

(92) 例えば、同上

(93) ただし、企業の投資判断においては、人件費や原料調達コストも重要な判断材料となることから、税負担のみが決定的な要因となるとは考えにくい面もある。

(94) 佐藤主光「日本に再び減税圧力」『日本経済新聞』2018.1.23.

下げを受けて、各国は法人税の見直しを図る動きを加速させるとの見方も示されている⁽⁹⁵⁾。こうした流れの中で、日本も、法人税率の更なる引下げを迫られる可能性も指摘されている⁽⁹⁶⁾。

おわりに

2017年税制改革は、個人及び法人を対象とした大規模な減税等により、雇用の増加と経済成長を促しつつ、税体系を公平かつ簡素なものとする、という理念の下になされた。一部の識者からは、この理念が必ずしも十分に達成されておらず、見直しの余地が残されているとの見方が示されている⁽⁹⁷⁾。その一方で、国際課税の見直しや、連邦個人所得税の標準控除の拡充による簡素化については、必要な改正を行ったとして好意的に捉える見方も示されている⁽⁹⁸⁾。

最近ではアメリカの個人消費が増加傾向にあるなど、経済への好影響を確認することができる。しかし、その一方で、連邦財政の大幅な赤字が見込まれること、減税の恩恵が高所得者層に偏るのではないかとの指摘があることなど、その負の影響を懸念する声も多い。

日本も、アメリカにおける税制改革の影響と無縁ではいられない。経済面においては、主に連邦法人税の見直しが、アメリカに進出する日本企業に大きく影響するものと考えられる。また、税制面において、連邦法人税率の引下げや連邦個人所得税における控除の見直しの方向性は、日本の税制の在り方を考える上で、重要な示唆を与えるものといえる。

減税・雇用法の成立から1年を経た現在、2017年税制改革のアメリカ国内外への影響が報じられている。引き続き、税制改革の影響の推移を注視する必要があるだろう。

(せこ ゆうすけ)

⁽⁹⁵⁾ Jack Mintz, “Global Implications of U.S. Tax Reform,” *Econpol Working Paper*, 2018/8, 2018.3. <http://www.econpol.eu/sites/default/files/2018-04/EconPol_Working_Paper_08_2018_US_tax_reforms_0.pdf>; Sebastian Beer et al., “Tax Spillovers from U.S. Corporate Income Tax Reform,” *IMF Working Paper*, WP/18/166, 2018.7. <<https://www.imf.org/en/Publications/WP/Issues/2018/07/13/Tax-Spillovers-from-US-Corporate-Income-Tax-Reform-46055>>

⁽⁹⁶⁾ 佐藤 前掲注⁽⁹⁴⁾

⁽⁹⁷⁾ Scott Greenberg, “Tax Reform Isn’t Done,” *Fiscal Fact*, No.578, 2018.3. Tax Foundation Website <<https://files.taxfoundation.org/20180307164616/Tax-Foundation-FF578.pdf>>; Benjamin H. Harris and Adam Looney, “The Tax Cuts and Jobs Act: a Missed Opportunity to Establish a Sustainable Tax Code,” 2018.5.24. Brookings Institution Website <https://www.brookings.edu/wp-content/uploads/2018/05/es_20180524_harris-looney_taxreform.pdf>

⁽⁹⁸⁾ Mazur et al., *op.cit.*⁽⁸⁷⁾